

# 施設使用上の注意事項（野球場）

－彦根総合スポーツ公園－

施設使用にあたっては、次の注意事項を必ず守り、主催者として責任ある使用をお願いします。また、事前打ち合わせおよび使用申し込みの際は下記内容を十分ご理解いただき、関係者にも周知徹底していただきますようお願いいたします。

- 1 一般予約後の手続き
  - ①一般予約は、使用日の2ヶ月前までに「彦根総合スポーツ公園使用承認申請書(当公園ホームページよりダウンロード)」を必ず提出してください。特に4・5月の使用については、速やかに使用手続きを済ませてください。
  - ②原則としてキャンセルは認めません。ただし、自然災害や悪天候などの事態が生じた場合は施設使用等について協議します。  
(使用内容を変更される場合は書面にて、変更届を提出してください)。
  - ③大会・競技会等で使用される場合は、事前打ち合わせを使用日の2週間前までにお願い致します。
- 2 使用時間には会場設営などの準備や、グラウンド整備などの後始末の時間も含まれます。8時30分以前からの使用の場合、使用開始時刻が開門(開錠)時刻となり、退場時刻が終了時刻となります。
- 3 使用時間を延長される場合には、事前に野球場事務室または公園職員にご連絡ください。
- 4 施設使用料は使用開始までに納入してください。天候等により使用時間の変更を検討される場合は、野球場事務室または公園職員に連絡ください。
- 5 施設ならびに器具を破損・紛失された場合は弁償とさせていただきます。
- 6 使用の権利を、他団体へ譲渡、転貸、交換はできません。
- 7 貴重品の保管は、主催者責任のもと行ってください。当公園は一切の責任を負いません。車上荒らし、置き引き、盗難発生の可能性があります。十分ご注意ください。
- 8 所定場所以外における喫煙、または火気の使用はできません。
- 9 休園日の利用については下記のとおりです。
  - ①学校休業期間  
○学校の長期休業期間中(春・夏)は休場日をなくし、施設使用を可能とします。
  - ②学校休業期間以外  
○連続した大会を実施される場合は、休場日でも施設開放を行います。(練習会等の場合は施設開放を行いません。)
- 10 使用された施設は必ず整備を行い、原状復帰を行ってください。(とんぼやブラシによるグラウンド・ブルペン・室内練習場の整備、ベンチや諸室の清掃、塁ベースの水洗い等)
- 11 施設使用が終了次第、使用責任者立ち会いのもと職員の終了点検を受けてください。
- 12 通信費用等はその都度お支払ください。(例)コピー、FAXの使用料金
- 13 試合の応援について、太鼓・トランペット等の鳴り物の使用は禁止です。  
また、応援歌や音楽の再生は野球場設置の放送設備のみとさせていただきます。(ワイヤレススピーカー等の使用はお断り致します。)
- 14 物品の販売や飲食物の提供、ポスターの掲示等を行う場合は、必ず事前に野球場事務室または公園職員にご連絡ください。
- 15 スコアボードについて
  - ①カウント機料金で使用出来る内容は「ボール・ストライク・アウトのカウント数」、「得点表示」のみとなります。  
※チーム名やスピード表示を使用される場合は、スコアボード料金になります。
  - ②スコアボード(セイコースポーツリンク)について  
リアルタイムに得点等がホームページ(セイコースポーツリンク)に表示されます。  
表示を希望される場合は、彦根総合スポーツ公園へ予めご連絡ください。
- 16 私物や各団体所有物について、球場内に放置や保管はできません。  
※連続して使用する際の荷物や特殊な備品等については事前に職員に申し出てください。
- 17 大会時は多量のゴミが予想されます。随時ゴミの収集を行い、施設の美化にご協力ください。なお、大会で発生したゴミは各団体で持ち帰るようにしてください。連続した大会についても、毎日持ち帰るようにしてください。
- 18 駐車場関係の注意
  - ①出来る限り公共交通機関を利用させていただきますようご協力をお願いします。
  - ②駐車場の混雑時は、状況によって駐車場整理員を各団体にお問い合わせする場合があります。
  - ③駐車場での事故、盗難については、一切責任を負いませんので十分ご注意ください。
  - ④近隣の商業施設、一般道等には絶対に駐車しないようにしてください。商業施設等への駐車場係員の配置をお願いする場合があります。